

高齢者マネーの凍結

認知症患者の金融資産 143 兆円

政府の高齢社会白書によると65歳以上の認知症患者数は2015年に推計で約520万人。3年後の2018年度には830万人と約50万人増え、総人口の7%を占めると予測されます。金融資産の「高齢化」もすでに進み、2014年時点で金融資産全体の65%を60歳以上の人が保有しています。

同時に認知症患者が保有する金融資産も増え続けています。今後は認知症高齢者の保有が大きく拡大する局面に入るとされます。第一生命経済研究所の試算によると、認知症高齢者の保有金融資産は、2017年度の143兆円が2030年度には215兆円まで膨らみます。日本の家計金融資産は2030年度時点で2070兆円と推計されますので、この金額は家計金融資産全体の1割を超えるものです。

認知症になると資産活用の意思表示が難しくなり、お金が投資や消費に回りにくくなります。例えば、認知症になり老人ホームに入居している父親の入院治療費を支払うため、家族が父名義の口座から現金を引き出そうとしても、「ご本人の意思確認ができない状況では支払いに応じられません」と金融機関に断られてしまいます。金融機関の立場では家族による横領を防ぐための当然の対応ですが、たとえ本人のためでもお金が使えないケースが発生してしまうのです。

国内総生産(GDP)の4割に相当するマネーが凍結状態となる恐れがあると、何とかお金の凍結を防ぐ対策を考えなければなりません。凍結される弊害は、高齢者の消費が減るだけではありません。株式などの運用も凍結されれば、ただでさえ欧米より少ない日本の株式市場に回るリスクマネーは目減りし、成長のための投資原資がますます少なくなりかねません。不動産取引の停滞も予想されます。

国内総生産(GDP)の4割に相当するマネーが凍結状態となる恐れがあると、何とかお金の凍結を防ぐ対策を考えなければなりません。凍結される弊害は、高齢者の消費が減るだけではありません。株式などの運用も凍結されれば、ただでさえ欧米より少ない日本の株式市場に回るリスクマネーは目減りし、成長のための投資原資がますます少なくなりかねません。不動産取引の停滞も予想されます。

対策は後見人利用、信託も

対策の一つは、認知症などで判断能力が不十分で意思決定が困難な人の財産を守る成年後見制度ですが、現時点の制度利用は約21万人と認知症高齢者の5%にも達しません。核家族化が進んで後見人になる親族が近くにいなかったり、弁護士や司法書士など専門職を後見人にする、最低で月2、3万円の報酬を払い続けなければならないので、収入や資産が少ない高齢者には負担が大きいのです。親族や専門家以外の方が無報酬で担う市民後見人を増やす必要がありますが、家庭裁判所への報告などに加え、借金返済や家賃滞納への対応など想定外の仕事もふりかかり、後見人の負担は軽くありません。

ただ後見人の制度では株式や不動産などの運用にまわる資金が滞る問題は解決できません。後見人による有価証券運用は明確に禁止されているわけではありませんが、元本割れのリスクを伴うため、家庭裁判所は認めないからです。まして相続対策なんて一層困難となります。そうすると株は売却されても、資金は投資には回らないこととなります。

今、注目されているのは、認知症になる前に本人と家族で資産活用についてあらかじめ定めを結ぶ「家族信託」という仕組みです。しかしこれは本人が認知症と診断される前に契約しなければならず、つまり本人も家族も認知症になることを前提に話し合うことになり、抵抗があるかもしれません。まだ新しい制度で、運用面での実績も少なく、定着するには少し時間がかかりそうです。

